

広島県告示第七百四十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十五年九月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

深川八丁目四地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町		地番		標柱番号			
広島市安佐北区		深川八丁目		一〇七八番一	標柱一号	深川六丁目			
				三五二番二	標柱二号				
		深川六丁目		三五二番三	標柱三号	深川八丁目		一〇八四番二地先道路敷	
				一〇八四番二地先道路敷	標柱四号				

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

深川八丁目地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを平成九年十一月二十五日広島県告示第千百八十七号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱二号は「告示」で指定した土地に存する標柱二号と同一とし、標柱三号は「告示」で指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線とする。

郡市・区		町		地番		標柱番号		
広島市安佐北区		深川八丁目		一〇五八番	標柱一号	深川六丁目		
				三五二番二	標柱二号			
		深川六丁目		一九五四番一	標柱三号	一九五四番一七		標柱四号
				一九五四番二	標柱四号			

深川八丁目	
一〇六八番二	三五二番一
標柱六号	標柱五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

大町西一丁目一地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	大町西一丁目	地番	標柱番号
広島市安佐南区		二二九番一	標柱一号
		二六八番	標柱二号
		二二四番	標柱三号
		一八四番	標柱四号
		一八五番二	標柱五号
		一八八番一	標柱六号
		二二八番	標柱七号